

## 各地区協議会の平成22年度事業計画

社団法人北海道不動産公正取引協議会	・ ・ ・ ・ ・ P 1
東北地区不動産公正取引協議会	・ ・ ・ ・ ・ P 4
社団法人首都圏不動産公正取引協議会	・ ・ ・ ・ ・ P 6
北陸不動産公正取引協議会	・ ・ ・ ・ ・ P 14
東海不動産公正取引協議会	・ ・ ・ ・ ・ P 15
社団法人近畿地区不動産公正取引協議会	・ ・ ・ ・ P 18
中国地区不動産公正取引協議会	・ ・ ・ ・ ・ P 21
四国地区不動産公正取引協議会	・ ・ ・ ・ ・ P 23
一般社団法人九州不動産公正取引協議会	・ ・ ・ ・ P 24

## 社団法人北海道不動産公正取引協議会

平成22年度の世界経済は、リーマン・ショック後の同時不況で景気を下支えするため、大量の国債発行を招き財政が軒並み悪化している状況にあります。

こうした中、国内においてもデフレ経済の下、安売り競争が続き、去年は大手、中小、零細企業共に冬のボーナスの減額もあり、需要回復まで至っておりません。しかしながら、政府による緊急経済対策等により景気の二番底が薄らぐなど若干の明るさも見えはじめてまいりました。日銀札幌支店発表の道内経済も「今年前半は厳しく、後半は回復に向かう」との認識を示しております。

道内の不動産業界においても、去年に引き続き厳しい状況下にはありますが新設住宅着工戸数も回復傾向にあり、需要増が期待されております。

このような状況の中から、不動産広告も優良誤認表示や値引き等による不当な二重価格表示など増加傾向にあり、当協議会では、加盟事業者に対し規約の運用順守のため広告の事前相談を積極的に受け付け、又、構成団体の研修参加と新聞、雑誌、広告媒体業者に対する研修会を開催するなど、規約の理解度を高め、業界の信用力アップと一般消費者に対する利益保護に寄与するため下記事業を進めてまいります。

### 1 研修事業

#### (1) 構成団体開催の研修会への積極協力

構成団体の開催する新入会員研修及び業務研修会に講師を派遣し、相談事例、表示・景品規約の説明など公正競争規約の周知徹底を図る。

#### (2) 賛助会員に対する研修会の実施

適正な不動産広告掲出のため必要表示事項の欠落等による違反広告及び不当表示の実例を中心とした研修会を実施する。

#### (3) 関係官庁等会議への参加

消費者庁及び道建築指導課主催の会議へ参加し、各団体との意見交換を通じて得た情報等を公正競争規約の運用に役立てる。

#### (4) 全国会議への参加

表示及び景品規約の解釈相違点等の理解を深めるため、連合会幹事会等に出席し、情報の収集に努めるとともに研鑽を行い、今後の公正競争規約の円滑な運用を図る。

### 2 広報活動事業

#### (1) 消費者庁の発足と景品表示法の移管

平成21年9月消費者庁の発足に伴い「不動産の公正競争規約（表示・景品）」は不当景品類及び不当表示防止法と同様、その所管は公正取引委員会から消費者庁へ移管されました。それに伴い、不当な表示や過大な景品類の提供は一般消費者への利益保護の観点からより一層の対応が求められて来るものと思われ  
ます。

(2) 広報誌の発行及び配布

広報「公取協 第68号」を発刊し、当協議会に対する事業内容の理解を深める。

(3) 「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」の配布

「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」を関係団体、加盟事業者、研修資料として配布し規約の適正な運用を図る。

(4) 構成団体発行の機関紙等への記事提供

構成団体発行の機関紙や広報誌等に積極的に情報を提供し、会員事業者に対する公正競争規約の普及推進に努める。

(5) 一般消費者への啓蒙

一般消費者からの相談、苦情等を積極的に受け付け、適切な処理と関係団体への誘導を行う。

### 3 総務及び相談事業

(1) 公益法人の移行について

平成20年12月1日施行の公益法人改革に伴い、当協議会は特例民法法人となっており、5年以内の移行期間内に公益社団法人もしくは一般社団法人を選択の上、申請し認定か認可を受けなければなりません。

本件については、平成21年12月3日及び12月28日開催の三役会において諸状況を勘案し、一般社団法人化を選択することで合意しております。今後、理事会の承認を得て具体的に移行準備を行ってまいります。

(2) 広告の事前相談及び事前チェック体制の拡充

会員事業者、賛助会員等からの広告の制作に係る事前相談及び事前チェック等への積極的な対応を図り、公正競争規約違反行為の未然防止と広告表示の適正化の促進に努める。

(3) 調査員との連携

札幌地区在住調査員においては、昨年引き続き屋外違反広告物除却作業への一層の協力、地方在住の調査員とは、不当な広告表示の探知など相互に協力し、調査業務の円滑な推進に努める。

#### 4 調査指導事業

(1) 不動産広告の収集と内容のチェック

札幌市内主要地域（中央区・東区・北区・西区・豊平区）に配置している広告物収集員及び構成団体地方支部調査員、一般消費者からの広告収集に努め、チェックの上、適正な処理を行う。

(2) 規約違反事案の迅速な処理

収集された広告物に規約違反が見られた場合には、先ず口頭及び文書によりすみやかに注意を行い、違反行為の再発防止に努める。

(3) 公正競争規約に基づく措置

悪質、重大な違反行為については、公正競争規約に基づき、調査指導委員会や理事会で審議し、警告、嚴重警告を行うなど、公正かつ厳正な措置を講ずることとする。

(4) 関係官庁からの移送事案の処理

関係官庁からの会員事業者の違反広告に対する調査指導の要請を受けたときは、すみやかに調査を実施して、指導・措置を行い、その結果を報告する。

(5) 屋外違反広告物の除却実施

構成団体所属の調査指導委員及び調査員及び宅建札幌地区支部の協力を得て、本年度も除却作業を実施し違反事業者に対する公正な競争事業の指導を行う。

(6) 関係官公庁との連携

不動産広告の適正化及び不動産業における取引の公正化を一層推進するため、消費者庁及び北海道庁建設部建築指導課をはじめ、不動産公正取引協議会連合会、全国の不動産公正取引協議会並びに全国公正取引協議会連合会との密接な連携を図り、円滑な業務の遂行を図る。

## 東北地区不動産公正取引協議会

昨今の厳しい経済環境の下、東北地区の不動産業界にあっては、地価下落、新設住宅着工の減少、賃貸住宅の空室率の増大等山積する諸問題の一方で、地域社会からは、景品表示法の消費者庁・公正取引委員会の共管により、公正競争規約を運用する当協議会及び加盟事業者は、より一層の期待感を持たれている。

このような状況下において、これまで同様、公正な競争の確保はもとより、消費者が安心して住まい選びができるよう、適確な規約の運用と違反事案に対する迅速な調査・措置を行い、当協議会の目的である「国民の住生活の安定」と「不動産業界の健全な発展」のため邁進するべく、平成22年度の事業計画を次のとおり策定する。

### 1 公正競争規約違反の未然防止

#### (1) 調査員及び規約担当者に対する実務研修会の開催

日常的に構成団体所属会員・賛助会員・広告会社等からの広告に関する事前相談を受ける窓口となる構成団体の調査員・規約担当事務局職員を対象として、規約違反実例等による実務研修会を開催し、規約の周知徹底に努めるとともに、業務知識の更なる習得を図る。

#### (2) 事前相談業務の実施

当協議会及び各構成団体の役職員が、所属会員・賛助会員・広告会社等からの不動産広告の制作・企画等に関する事前相談業務を適正かつ公正に行い、規約違反広告の未然防止に努める。

#### (3) インターネット広告への対応

インターネットによる広告表示についても、他の媒体同様、おとり広告や不当表示の未然防止に努める。

### 2 公正競争規約の普及活動

#### (1) 加盟事業者に対する研修会の開催

各構成団体において、所属会員を対象とした研修会を開催し、不動産の公正競争規約に関する研修会を開催し、規約の周知徹底に努める。

#### (2) ホームページにおける広報活動

不動産公正取引協議会連合会のホームページにおいて、協議会の活動状況について広く一般消費者に対する広報活動に努めるほか、公正競争規約を掲載し広く一般に対し規約の周知を図る。

#### (3) 公正表示ステッカーの頒布

当協議会の加盟事業者の証として「公正表示ステッカー」を頒布し、引続き構成団体の会員事業所の店頭における掲示を促進することにより、事業者のコンプライアンス意識の向上に努める。

(4) 賛助会員の入会促進

不動産広告の適正な表示を徹底するためには、不動産広告を企画・制作する広告会社等の理解と協力が不可欠であることから、引続き、広告会社等に対し、賛助会員としての入会促進を図る。

### 3 公正競争規約違反被疑案件の指導及び是正措置

(1) 違反被疑案件の受付と調査及び措置

「違反調査及び措置の手續等に関する規則」「東北地区不動産公正取引協議会運営規程」「東北地区不動産公正取引協議会違反調査等の事務処理要綱」に基づき、違反被疑案件について円滑な対応を図る。

(2) 移送事案等の処理

公正取引委員会、都道府県他関係官庁からの移送事案、一般からの申告事案については、各構成団体（地区調査指導委員会）の協力を得ながら、迅速な対応を図る。

### 4 関係官庁及び関係団体との連携

当協議会の事業活動を円滑に遂行するため、引続き消費者庁・公正取引委員会・国土交通省・東北6県の景品表示法・宅地建物取引業法所管課との連携を密にする。

さらに、不動産公正取引協議会連合会・社団法人全国公正取引協議会連合会とも各種会議を通じて業務の関係強化に努める。

### 5 規程集の作成・発行

昨年来からの公正競争規約の変更によって生じた会則等の一部改正に対応した規程集を作成し、構成団体等に配布する。

### 6 組織の活性化

9月を不動産広告の調査月間と定め、各構成団体の調査員による調査・審査を行い、不動産広告の適正化に努めるとともに、組織の活性化を図る。

## 社団法人首都圏不動産公正取引協議会

世界の金融・経済情勢は回復基調にあるとみられているが、我が国の経済環境とりわけ不動産業界は、依然として厳しい状況にある中で、業界及び加盟事業者は、引き続き、住宅・不動産市場の活性化に向けて積極的な取り組みを行っている。

当協議会（以下「協議会」という。）は、不動産の広告表示において、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者の住宅・不動産の自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することにより、一般消費者の信頼を得るなどによって需要喚起が図れるよう、消費者庁、国土交通省など関係行政機関の指導のもと、会員団体、維持会員、賛助会員、関係団体等とも緊密な連携を図り、「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（以下「規約」という。）の公正・中立な運用機関として、規約の積極的な普及と適正な執行を主体とした以下の事業を展開する。

### I 総務関係

#### 1 規約の不断の見直し、改定が必要な規定・事項への適切な対応

消費者ニーズの変化、不動産広告の多様化、運用又は解釈上の疑問などから、規約を不断に見直し、既存の各規定において、規制を緩和又は強化をすべき事項、規定を明確にすべき事項、使い勝手などから規定振りに工夫改善をすべき事項等について、会員団体、維持会員等関係者の意見を踏まえて、不動産公正取引協議会連合会の幹事会等に提案して協議を行い、優先順位を加味して関係行政機関の指導を仰ぎ、変更又は整備の必要がある規定には適切に対応するよう努める。

#### 2 賛助会員の拡充

規約を円滑、かつ、効率的に運用し、不動産広告の適正化を一層推進するためには、広告会社、不動産情報サイト運営会社、業界専門誌発行会社等（以下「広告会社等」という。）の理解と協力が必要であり、引き続き、未参加の広告会社等の賛助会員としての参加に理解を得ることができるよう努める。

#### 3 特例民法法人から公益社団法人への移行認定の申請等の対応

平成19年度第2回理事会（平成19年5月22日開催）及び平成19年度通常総会（平成19年6月20日開催）において、特例民法法人から公益社団法人に移行するため、内閣府公益認定等委員会に対して移行認定の申請を行う旨議決されている。

このため、定款等諸規程の変更案又は新設案の原案を作成し、昨年後半の同公益認定等委員会事務局に対する事前相談(2回)を踏まえて策定した定款等諸規程の変更案又は新設案の成案について、昨年度末の理事会で議決されており、通常総会において承認されれば、消費者庁及び公正取引委員会に認可の申請等並びに同公益認定等委員会に対して公益社団法人への移行認定の申請を行うことにより年度内に認定が受けられるよう努める。

## II 広報関係

### 1 規約の周知徹底

#### (1) 普及啓発活動

##### ① 規約の変更箇所を含む普及啓発

平成21年9月1日の消費者庁発足と同時に、目的規定等が変更された規約の根拠法である改正景品表示法は、同庁に全面移管となって施行されているが、この改正景品表示法の規定と、規約、同施行規則等の規定とを適合させることに加えて、規約違反に対する措置の適正化を担保するなどの規定を新設した規約も同日に施行されている。

このため加盟事業者に対し、これらの改正点を含めた規約を理解、遵守した上で適正な広告表示を行うべきこと並びに不動産取引の表示に関与する広告会社などに対し、規約を理解し、事業者から依頼された広告表示を規約の趣旨に沿って適正に制作すること及び加盟事業者の広告表示が適正なものとなるよう誘導されることを積極的に働きかける。

##### ② 規約の解説等の記事掲載依頼や規約集・解説書等の作成・頒布

会員団体、加盟事業者等が発行する会報誌、社内報等に規約に関する解説等の掲載を依頼するとともに、このため規約の概要、違反事例(正しい広告表示例を含む。)相談事例などを取りまとめて提供するほか、イラスト等を用いて規約を分かり易く解説した小冊子を作成の上、配付又は頒布し、加盟事業者、賛助会員等の社員等が規約の内容を習得できるよう支援する。

また、引き続き「不動産の公正競争規約」の作成・頒布や規約を平易に解説した「不動産広告ハンドブック」の改訂版を作成・頒布し、さらに「『おとり広告』の規制概要及び不動産業者の留意事項」(以下「おとり広告ガイドライン」という。)を広く配布するなどによりこれらの普及に努める。

##### ③ 業界専門誌等の記事又は広告等による規約遵守の働きかけ

業界専門誌、不動産情報サイトに対して、規約の概要、規約を加盟事業者が遵守することの必要性等に関する記事掲載依頼を行うほか、同誌等の広告



スペースに加盟事業者が規約を遵守するよう呼びかける広告を掲載し、その啓発に努める。

(2) 研修会等の実施

① 会員団体等が実施する研修会等への協力

会員団体、関係団体等が実施する研修会等に規約に関する科目を設けるよう依頼し、これに講師を派遣するなど規約の周知に積極的に協力する。

② 賛助会員向けの研修会

賛助会員に対して規約の普及啓発を図ることにより、不動産広告の適正化を推進するため、賛助会員の役員・社員を対象とする研修会を2回開催する。

うち1回は、新入社員等、不動産広告の実務経験が浅い社員を対象とする。

また、賛助会員の要望により、少人数による不動産広告に対する意見交換会を開催する。

③ 不動産広告管理者養成講座の開催

規約に精通した不動産広告の企画、制作、管理業務に従事する人材の養成に資することを目的として、賛助会員の従事者等を対象とする不動産広告管理者養成講座を開講し、当該業務に求められる基礎的・実務的な知識の習得を支援する。

受講者には効果測定試験を実施し、所定の成績を修めた受講者に「不動産広告管理者養成講座修了認定証」等を交付(既交付者415名)し、規約に対する一層の理解と広告制作面における規約遵守方の協力を求め、不動産事業者における規約の周知と規約違反の未然防止に資する。

(3) 公正表示ステッカーの頒布

規約に参加している不動産会社の証としての「公正表示ステッカー」を作成・頒布し、引き続き、会員団体の会員事業者の店頭における掲示を促進することにより、加盟事業者のコンプライアンス意識の常態化等に資する。

## 2 一般消費者に対する啓蒙

(1) リーフレット「不動産広告あらかると」等の作成・配布、セミナーの開催等

① 不動産取引における一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保するため、規約の内容や協議会の活動内容等について、平易に解説した一般消費者向けリーフレット「不動産広告あらかると」の改訂版を、地区内の関係行政機関(宅地建物取引業法所管課、景品表示法所管課等)、消費者団体等の協力を得て、適宜、一般消費者に配布するとともに、協議会の不動産広告収集

モニターからお友達などにも手交いただく。

- ② 一般消費者に対し、規約の内容、この普及活動及び執行を行っている民間の自主規制機関として協議会が存在していることを知っていただくため、「不動産広告をよく見て聞いて確かめて」と題するセミナー及び一般消費者との不動産広告に対する懇談会を開催するほか、地区内の関係行政機関の宅地建物取引業法所管課、景品表示法所管課、社団法人全国公正取引協議会連合会、消費者団体等が開催する各種の催事・会合等において、規約を説明する機会をいただけるよう依頼するなどして、できるだけ多くの方々に規約の内容や協議会の活動状況を理解いただけるよう努める。

(2) 消費者団体の機関紙等への記事又は広告の掲載

地区内の消費者団体の機関紙、不動産情報サイト、地方自治体の広報誌等に記事掲載又は広告掲載を働きかけ、規約の内容や協議会の活動内容等を紹介するなどにより、不動産業界に自主規制機関が存在するだけでなく、不動産広告における不当表示等に対して自浄能力を有していることを認識いただくとともに、不動産取引における一般消費者の自主的かつ合理的選択の確保に資するよう努める。

(3) 消費者団体等への事業計画、事業報告等の提供

地区内の消費者団体等に対し、協議会の業務計画、事業報告等の資料を提供し、協議会の活動内容等に対して理解が得られるよう努める。

### 3 経常的活動の広報

(1) 「公取協通信」の発行

協議会の活動状況、規約の違反事例、相談事例等の情報を迅速に提供するため、毎月「公取協通信」を発行し、電子メール又はファクシミリにより送信するほか、ホームページにも掲載し、会員団体、加盟事業者、消費者団体、広告会社等の方が規約や協議会の活動に対して理解を深めることができるよう努める。

(2) ホームページにおける広報

ホームページにおいて、引き続き、協議会の活動状況、不動産広告の見方等を掲載し、広く一般消費者に対する広報に努めるほか、適宜、新しい相談事例、違反事例（正しい広告表示例を含む。）を追加するなどして、不動産事業者、広告会社等に対して規約や協議会の活動状況の周知を図る。

(3) 「公取協案内」の配布

協議会の組織、活動状況等について関係行政機関、会員団体、加盟事業者、一般消費者、広告会社等の理解を深めるため、「公取協案内」の改訂版を作成し、広く配布する。

(4) 新加盟事業者への啓蒙

会員団体の要請に応じて、引き続き、協議会からみると新しく加盟事業者となる会員団体の新入会員事業者のための「広告基準等の習得ツール」（「公取協案内」、「不動産の公正競争規約」、「不動産広告ハンドブック」、「おとり広告ガイドライン」及び「公正表示ステッカー」の5点セット）を頒布し、協議会の活動状況や規約の周知を図る。

### Ⅲ 渉外関係

#### 1 一般消費者からの相談・苦情等の処理

一般消費者、消費者団体等からの不動産広告に関する相談・苦情に積極的かつ丁寧に対応し、協議会が不動産広告の適正化を推進する自浄作用があることに理解を得るなど、一般消費者等の不動産広告に対する信頼性の確保と向上に努める。

#### 2 会員団体事務局連絡会議の開催

会員団体との緊密な連携のもとに規約の運営を行うため、会員団体事務局との連絡会議を随時開催し、規約の公正・適正な運用に資することとする。

#### 3 不動産公正取引協議会連合会事業への積極的参加

協議会は、当分の間、不動産公正取引協議会連合会の事務局を務め、規約に定める各規定の解釈及び運用の統一を図り、不動産広告の適正化を一層推進する等の事業に積極的に参画し、各地区協議会と連携して、その円滑な業務の遂行を確保するとともに、規約の公正・適正な運用に資することとする。

このため、適宜（年3回程度）、各地区協議会の事務局長等による幹事会を開催し、関係行政機関の指導を受けながら、規約の解釈や運用上の諸問題について協議することとしているが、特に、本年度は、消費者庁から指摘のある違反事案の端緒処理区分及び措置区分の決定に関する整合性、資料請求、事情聴取及び措置に関する文書様式の統一化等のほか、規定を新設した措置に対する異議の申立て及び措置内容の公表の取り扱い並びに規約施行規則の改正案等について協議を行い、一定の方向性に合意を得ることとしている。

また、事務局として、同連合会のホームページに、規約や同連合会の組織概要を掲示するとともに、各地区協議会の活動状況や組織概要を掲示又はそれぞれにリンクを張るなどして、規約内容等の周知に努める。

#### 4 不動産広告懇談会の開催

不動産広告の適正化を推進するため、維持会員等の広告担当者をメンバーとする不動産広告懇談会を4回程度開催し、不動産広告に関する意見・情報の交換を行い、適正表示に対する協力要請を行うほか、実務者の立場からの意見を積極的に聴取するなどして、規約の公正・適正な運用に資することとする。

#### 5 賃貸広告適正化連絡会の開催

賃貸物件広告の適正化を促進するため、主要な不動産情報サイトの運営会社をメンバーとする賃貸広告適正化連絡会（略称「RAC」）を3回程度開催し、相談事例、違反事例等に関する意見交換等を通じて相互の協力関係を強化する。

#### 6 不動産情報サイト運営会社との懇談会

インターネットの広告表示において、規約違反が増加傾向にあるが、この適正化を推進するためには、不動産情報サイト運営会社等の理解と協力が不可欠であるから、同サイト運営業者等と緊密な連携を図り、適宜、情報交換を行う。

このため、協議会は、平成20年12月24日付けで公表した「不動産情報サイトに関するアンケート調査報告書」において、不動産情報サイトのシステム上において改善を必要とする事項等の提言を行っており、これに理解と協力を求めた多くの同サイト運営会社をメンバーとする懇談会を1回程度開催する。

#### 7 自主規制推進連絡協議会への参加

関係都道府県の指導を受けながら、会員団体の不動産広告に対する自主規制委員会の活動と連携して、相互にその活動を支援し、特定の課題に歩調を合わせて取り組むなど、自主規制の実効性をより高めるため、随時開催される自主規制推進連絡協議会へ参加する。

#### 8 関係団体との連携

社団法人全国公正取引協議会連合会、財団法人不動産適正取引推進機構、財団法人東日本不動産流通機構、財団法人不動産流通近代化センター、社団法人日本広告審査機構及び財団法人新聞広告審査協会等と相互に連携・協力して業務を遂行する。

#### 9 関係行政機関との連携

不動産広告の適正化及び不動産業における取引の公正化を一層推進するため、公正取引委員会、消費者庁、国土交通省及び各都県との密接な連携を図り、当協議会の円滑な業務の遂行を確保する。

## IV 調査指導関係

### 1 規約違反行為の未然防止等の対応

#### (1) 事前相談業務の拡充及び不動産事業者の留意事項等の周知

不動産広告及び景品提供を企画する不動産事業者、広告会社等からの相談に引き続き積極的、かつ、懇切丁寧に対応し、規約内容やおとり広告ガイドラインの内容などを広く知ってもらい、特に概して安価で反響も数多くあるのに成約に至らず不動産情報サイトなどに長期間継続して掲載されているといった取引する意思のない「おとり広告」に該当すると考えられる物件もあるとの情報が寄せられていることなどもあって、不動産事業者が「おとり広告」に該当することとなる行為類型を理解して自ら自粛・是正するようあらゆる機会を捉えて積極的に働きかけるなど、違反行為の未然防止に努める。

#### (2) 広告の事前審査等による違反の再発防止

規約に違反した加盟事業者に対し、一定期間、広告の事前審査を受けることを義務付け、この事前審査を通じて規約違反の再発防止に努める。

#### (3) 規約説明会の開催

過去3年以内に規約に違反する広告表示及び景品提供を行い、嚴重警告・違約金及び嚴重警告の措置が講じられた加盟事業者を対象に「公正競争規約等説明会」を開催し、規約違反の再発防止に努める。

#### (4) 「公正競争規約指導員」の養成の推進

規約違反行為の未然防止を図るため、引き続き、会員団体に対し、その役員等を「公正競争規約指導員」として養成するための講座の開催を依頼し、これに講師を派遣するなどして、「公正競争規約指導員」の養成を推進する。

#### (5) 広告会社に対する協力依頼

規約に違反した加盟事業者の事情聴取に際して、関係した広告会社に立会いを求め、広告会社として、一般消費者の適正な選択に資する広告制作を行うこと、加盟事業者に規約の遵守を助言することへの協力を依頼し、規約違反の未然防止に努める。

#### (6) 広告関係団体等との連携

賃貸広告適正化連絡会（RAC）における意見交換等を通じて、賃貸住宅の広告表示における規約違反の未然防止に努めるほか、財団法人東日本不動産流通機構、財団法人新聞広告審査協会及び社団法人日本広告審査機構等との連携を強化し、規約違反の未然・再発防止に努めるなどして、不動産広告の適正化を推進する。

## 2 不動産広告収集モニターによる収集広告の点検指導

不動産広告収集モニターは、現在、茨城県（5名）、栃木県（3名）、群馬県（3名）、埼玉県（10名）、千葉県（10名）、東京都（15名）、神奈川県（10名）、新潟県（4名）、山梨県（2名）及び長野県（3名）に計65名を委嘱しており、広告収集モニターから収集・送付された広告は、これを点検し、規約違反の疑いのあるもののうち、軽微な違反行為については、具体的に違反箇所を指摘した上で、加盟事業者か否かにかかわらず不動産事業者に対して文書による改善要請（注意）を行う。

上記、軽微な違反行為以外の違反行為を行っていると認められる加盟事業者及び軽微な違反行為として改善要請を受けたにもかかわらず、同様の違反を繰り返していると認められる加盟事業者に対しては、優先的に実地照合調査の対象とし、調査結果に基づき適正に処理する。

## 3 規約に基づく公正、かつ、厳正な措置

不動産事業者、一般消費者からの申告及び関係官公庁等からの移送などによる規約違反の疑いがある事案については、実地照合調査をはじめとする調査を適正、かつ、慎重に行い、その結果、重大な規約違反又は度重なる規約違反が認められる場合については、違約金を課すことを含む公正、かつ、厳正な措置を講ずることとする。

また、規約に違反した広告表示については、本来、加盟事業者自らが一般消費者の誤認を排除するために訂正広告を行う等の対応が必要である。

したがって、上記措置を講ずるに当たって、必要な事案には訂正広告を求め、自主規制が有効に機能していることを示す場合もあることに留意する。

## 4 インターネットの広告表示の適正化

不動産情報サイトや加盟事業者のホームページの広告表示において、契約済物件を掲載するなど、「おとり広告」等の規約違反が増加傾向にあることから、これらの広告表示に対する監視を強め、その適正化に努める。

## 5 屋外広告物の掲出是正

屋外広告物法等に抵触する屋外広告物を掲出することは、不動産業界全体の信用を失墜させることになるから、これを掲出しないよう会員団体と連携をとりつつ啓発に努めるとともに、規約に違反する広告表示については、厳正な措置を講ずることとする。

また、協議会は、引き続き、屋外広告物を掲出し規約違反で措置した事案については、所管の都県等に通知を行い、屋外広告物の掲出是正の推進に努める。

## 北陸不動産公正取引協議会

不動産業界を取巻く環境は、経済社会環境の変化に伴い、住宅土地の流動化施策や税制改正等と相まって変化しており、公正取引施策においても消費者庁の設置により、消費行政の更なる充実が進められている。

このような状況下、当協議会においては、協議会事業をより活性化し、不動産の公正取引を進展させるため、本年度から持ち回り制を導入し、研修活動等の充実や規約の統一的運用の促進に努める。

以下、平成22年度の事業計画について提案する。

### 1 運営体制の充実

本年度より持ち回り体制での事業運営を行い、更なる効果的・効率的運営のための体制充実に努める。

### 2 諸会議への参加

不動産公正取引協議会連合会総会の開催担当協議会として、総会の運営に尽力するとともに、同連合会幹事会等に参加し、規約運用の諸問題等について情報交換を行う。

### 3 規約指導員養成講習、規約研修会の開催

規約指導員養成講習を開催して指導員を養成し、各構成団体における研修会において相互に講師を務める。

### 4 広告調査と違反再発防止

広告調査を実施するとともに、違反再発防止の指導を行う。

### 5 広告事前相談の実施

広告表示・景品企画の事前相談を受付け、規約違反を未然に防止し、適正な規約運営に努める。

### 6 公取協活動状況の周知

一般消費者に対し、当協議会組織・活動状況を「不動産公正取引協議会連合会」のホームページ等を通じて周知する。

### 7 関係官庁・諸団体との連携

関係官庁、他不動産公正取引協議会等との連携を図り、規約の統一的解釈、運用に努める。

## 東海不動産公正取引協議会

日本経済は、依然としてデフレ傾向にあり、厳しい雇用情勢も残るものの、企業収益の改善が続くなかで、政策の効果などを背景に、世界的な金融危機による急激な落ち込みから脱し、持ち直してきていると見られている。

このような状況下、不動産業界においては、地価下落や空室率上昇等の厳しい状況はあるが、住宅エコポイント制度やフラット35の金利引き下げ等の各種施策の効果により、持家を中心に住宅着工戸数が増加するなど、明るい話題も増えてきている。

一方、消費者行政を統一的・一元的に行い、消費者保護を図るため、平成21年9月1日に消費者庁が設置され、且つ、公正競争規約の根拠法である景品表示法が移管されたが、当協議会及び公正競争規約の果たす役割は変わらず、その重要性は増大している。

ついては、本協議会では、不動産公正取引協議会連合会、並びに構成団体等と連携を図りながら、①規約違反の未然防止に向けた、会員事業者並びに賛助会員に対する公正競争規約の更なる周知徹底、②規約違反被擬事案への迅速且つ適正な対応、を引き続き重点事業として、以下の通り、平成22年度事業計画を策定し、各種諸事業を実施することとする。

### 1 広報関係

#### (1) 研修会等の実施について

##### ① 所属会員対象の公正競争規約普及研修会

公正競争規約の普及啓発を図り、不動産広告の適正化を推進するため、規約の解釈、最近の違反広告事例・相談事例等を中心に、研修会の開催を所属構成団体等に要請し協力をしていく。

##### ② 賛助会員に対する研修会

規約の解釈、違反事例等を中心とした賛助会員対象の研修会を開催する。

##### ③ 新規入会事業者に対する公正競争規約普及研修会

所属構成団体で適宜、公正競争規約普及の研修会を開催する。

##### ④ 規約改正への対応

規約の改正等があれば、所属構成団体等を通じ、迅速に会員事業者へ周知するとともに、賛助会員への周知を図っていく。

#### (2) 賛助会員への加入促進について

会員事業者に対する研修会並びに、賛助会員未加入の広告代理店・印刷会社か



らの広告相談の際に、当協議会の設立趣旨や賛助会員制度のメリットを説明し加入を促すとともに、広告業界団体にも働きかける等、積極的な加入促進を図る。

(3) 広報誌「東海公取協」の発行等について

- ① 広報誌について、協議会の事業内容や規約の解説、違反事例等を紹介するなど、充実した内容になるよう検討し、発行する。
- ② 規約改正等、時事的な事項があれば、所属構成団体発行の機関誌への記事提供を積極的に行っていく。

(4) ホームページの有効活用について

ホームページを活用し、資料のダウンロードや相談内容Q&A、ニュースページを充実させるなどして、情報伝達の即応性を図る。

(5) 公正表示ステッカーの店頭掲示の促進について

会員事業者の目印を表す「公正表示ステッカー」の店頭掲示を促進し、会員事業者の規約への遵守意識を引き続き喚起する。

## 2. 調査指導関係

(1) 本部・地区調査指導委員会（業務）について

- ① 規約違反被擬事案の受付及びその処理については、「調査指導委員会運営規程」・「調査・指導・相談業務処理要綱」等を遵守し、迅速且つ適正な対応に努める。
- ② 各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題点について相互に協力し、各地区間で会員事業者に不公平な取り扱いが生じないように努める。
- ③ 規約違反の再発防止の観点より、一定以上の措置を受けた会員事業者を対象とした義務講習会を開催する。
- ④ 本年度は改選期のため、本部・地区調査指導委員並びに担当事務局職員を対象とした研修会を開催する。

(2) 事前相談業務について

会員事業者、賛助会員等からの不動産広告についての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じ、公正競争規約違反の未然防止に努める。

(3) 賛助会員登録制度の充実について

賛助会員登録制度について、できるだけ賛助会員に登録番号を広告上に記載するように奨め、万一、規約違反があった場合は、同じ違反を行わないよう賛助会員にも違反内容を告知するなどして、制度の充実を図っていく。

(4) インターネット広告の対応について

インターネットによる広告表示について、おとり広告や不当表示等にならないよう公正競争規約の適正な運用に努める。

### 3 総務関係

#### (1) 総会及び理事会等の開催

- ① 第44回定期総会を次のとおり開催する。

日 時 平成22年6月18日（金）午後3時より

場 所 キャッスルプラザ

- ② 理事会については、必要に応じ適宜（年3回程度）開催する。

- ③ 総務・広報・調査指導委員会については、それぞれ必要に応じ適宜（年1回から2回程度）開催する。

#### (2) 不動産公正取引協議会連合会第8回通常総会の開催

本年度は、北陸不動産公正取引協議会が幹事で開催される予定。

#### (3) 渉外関係

- ① 関係行政官庁との連携について

消費者庁及び東海4県の関係行政官庁との連携を密にして、指導体制の充実を図り不当表示の排除に努める。

- ② 不動産公正取引協議会連合会等との連携

不動産公正取引協議会連合会及び、社団法人全国公正取引協議会連合会と連絡を密にし、共通の問題等について検討・意見交換を行い、相互に協力して公正競争規約の運用に資することとする。

## 社団法人近畿地区不動産公正取引協議会

平成22年度の世界経済・日本経済においては前年度の最悪期を脱しつつあるものの、改善の兆しはうすく、デフレの進行や雇用情勢の不安など不透明な要素も多くあり、当面、予断を許さない厳しい状況がつづくものと予測される。

その一方、平成21年度の消費者行政においては、「生産者サイドから消費者・生活者サイドへの視点の転換の象徴」ともいえる消費者庁が創設され、景品表示法が公正取引委員会から消費者庁へ移管されたことに伴い、法律上、公正取引委員会と消費者庁は表示規約及び景品規約の認定については共管となり、それぞれの役割に照らして、公正取引委員会は競争政策・独占禁止法の観点から、消費者庁は消費者による自主的かつ合理的な選択を確保する観点から判断されることとなった。

このような状況の中、引き続き、消費者の利益擁護に一層の役割を果たすため、当協議会は各関係官公庁、関係団体、広告媒体社、賛助会員、消費者モニター等の協力を求めながら、景品表示法の規定に基づく表示規約及び景品規約の普及啓発、適切な執行に努め、不動産広告の表示適正化に取り組むこととする。

以下、平成22年度の事業計画書を次のとおり策定する。

### 1 公益社団法人への移行申請の準備について

平成23年度内の公益社団法人への移行申請に向けて、引き続き、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、全国公正取引協議会連合会、首都圏不動産公正取引協議会等を通じて必要な情報収集を行い、公益社団法人としての適正な運営を図るため定款、運営規定等の整備を図るとともに新たに必要とされる諸規定を制定するなど、公益法人認定法に適合するよう所要の準備を進めていく。

### 2 当協議会のPR及び規約の普及啓発について

#### (1) ホームページによる情報提供の推進

当協議会のPRや規約の普及啓発に資するため、ホームページに当協議会の活動状況や相談事例等の様々な情報を積極的にリアルタイムで掲載するほか、公益法人として定款、事業計画、事業報告、財務関係等の各種情報についても公開する。

#### (2) 広報誌の作成・発行

各関係官公庁、消費者団体、広告媒体社、各構成団体等に対し、当協議会の事業活動や規約の解釈運用などについて理解と協力を求めるため、広報誌を年3回程度作成・配布するほか、ホームページにも広報を掲載することによりその効果を高める。

(3) 消費者に対する規約講習会の開催

消費者に対する規約の普及啓発を図るため「不動産広告に関する消費者講座」を開催し、不動産広告の正しい見方・読み方等を解説する。

(4) 広告会社及び広告印刷会社等に対する規約の普及啓発

広告業界における規約の普及啓発を図るため、当協議会に未加入の広告会社や広告印刷会社等についても、一定の時間、事前相談業務にあたるほか規約講習会の開催等も検討する。

(5) 協議会PR用のリーフレットの配布

平成20年度に消費者向けに制作したPR用のリーフレットを一部改訂し、あらゆる機会を通じて、積極的に消費者団体や消費者へ配布する。

### 3 不動産広告の相談業務及び指導業務の推進について

(1) 表示規約及び景品規約に関する事前相談業務

規約違反の未然防止の尚一層の徹底を図るため、会員事業者、賛助会員、広告媒体社等からの不動産広告や景品提供企画等に関する事前相談業務に対応するとともに、これまで以上に規約違反の未然防止の効果を高める観点から、引き続き、各構成団体の担当役職員と緊密な連携を確保し事前相談業務について協力を求める。

(2) 事業者に対する規約研修会の開催

各関係官公庁の後援のもと、不動産広告の表示適正化を推進するため、事業者が自主的に出席することが出来る規約研修会を開催する。

(3) 各構成団体における規約講習会への協力

各構成団体が開催する規約研修会について、それぞれの要請に応じ、規約講習会の講師・説明者を派遣するなど緊密に協力する。

(4) 不動産広告問題研究会の開催

賛助会員・事業者会員との連携の中、実務者のレベルアップを図るとともに不動産広告の表示適正化について研究するための勉強会を年3回程度開催する。

### 4 規約遵守状況に対する審査・調査及びその是正措置等について

(1) 規約違反被疑事案の受付とその処理

消費者、消費者モニター、各関係官公庁及び各構成団体等から、規約違反の被疑事案の申告や移送案件等を受付、これらのうち規約に違反する恐れがあるものについては、規約に基づき各構成団体に調査等を委託する。

その一方、規約対象外の不動産取引に係る照会・相談・苦情についても、所管の各関係官公庁や各関係機関等を斡旋することにより事案の解明に協力する。

(2) 官民合同不動産広告実態調査の実施

平成22年10月頃、近畿二府四県において、各関係官公庁及び各構成団体等との連携を求めながら、新聞折込チラシ等の売買物件について規約の遵守状況を把握しその推進を図るため、「官民合同不動産広告実態調査」を行う。

(3) 賃貸物件広告実態調査の実施

平成23年2月頃、近畿二府四県において、各関係官公庁及び各構成団体等との連携を求めながら、インターネットや学生向けの賃貸情報誌等の賃貸物件について広告実態調査を行う。

(4) 規約違反に対する是正措置

各種の審査・実態調査等の結果、比較的軽微な規約違反については各構成団体を通じて改善を行い、著しく重大な規約違反については違反の内容・程度に応じて当協議会において是正措置を講じる。とりわけ意図的な「おとり広告」や重大かつ悪質な規約違反については、違約金課徴を含む厳正な措置を講じるとともに適正表示への改善を怠ることのないように「義務講習会」の受講を要請する。

(5) 非会員事業者の被疑事案の取り扱い

非会員事業者の不当表示や不当景品の取り扱いについては、それらの被疑事案を各関係官公庁へ通知・連絡することにより是正を促す。

## 5 渉外及び運営等について

(1) 各関係官公庁及び各関係団体との連携

規約の効果的な周知徹底を図るため、消費者庁、国土交通省、全国公正取引協議会連合会、不動産公正取引協議会連合会、関西広告審査協会、各構成団体等との業務の連携強化を図る。

(2) 消費者モニター業務の説明会及び消費者モニターとの懇談会の開催

消費者モニターに委託する業務内容について説明会を開催するとともに、消費者モニターから不動産広告に関する意見や要望を聴取するため「消費者モニターとの懇談会」を年2回程度開催する。

(3) 不動産広告等に関する意識調査の実施

当協議会の運営や規約の実務的な解釈運用の参考とするため、消費者モニターに不動産広告等に関する意識調査を実施する。

(4) 賛助会員・事業者会員の入会促進

主要な広告会社や指導的立場の事業者等に対し、相談業務やホームページ等のあらゆる機会を捉えて協力関係を模索しながら、賛助会員・事業者会員としての加入を積極的に働きかける。

## 中国地区不動産公正取引協議会

### 1 研修事業について

(1) 公正競争規約を全会員に周知するため、各構成団体が行う業務研修等を利用し公正競争規約の周知徹底に努める。

昨年度に引き続きインターネット広告の必要事項の再確認の周知に努める。

(2) 不動産の表示に関する公正競争規約をわかりやすく解説した「不動産広告ハンドブック」を全会員に配布する。また新たに会員となった事業者に対して、「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」を無料配付し、協議会の目的及び規約等の内容について周知を図る。

(3) 賛助会員及び広告代理店に対しては、必要に応じ規約に関する資料を送付し、規約の周知を図る。

### 2 広報事業について

(1) 各団体が発行する会報等に表示規約や景品規約の解説等を掲載し、会員事業者の規約に対する理解を深める。

(2) 新たに会員となった事業者に対しては、事業者としてのコンプライアンス意識の向上と公正競争規約加盟事業者としての自覚を促すため、一般消費者が事業者の事務所において公正競争規約に参加しているかどうか認識できる旨の「公正表示ステッカー」を配付する。

### 3 調査指導事業について

(1) 違反広告を未然に防ぐため、事業者及び広告会社等からの質問及びゲラ刷りチェック等に積極的に応じ、適正な広告表示が行われるようにする。

(2) 表示規約及び景品規約違反を発見した場合は、公正競争規約に基づき速やかに是正指導を行うとともに、「違反調査及び措置の手續等に関する規則」に従い当該事業者の所属団体に指導を依頼するなど事案処理の効率化を図る。

(3) 会員事業者以外の事業に係る景品表示法違反を発見した時は、監督官庁と連携し、是正を促す。

### 4 賛助会員の勧誘

不動産広告の適正な表示を徹底するためには、不動産広告を制作する広告代理店等の理解と協力が不可欠であり、広告代理店等に対して引続き賛助会員としての入会を勧誘する。

## 5 関係官庁及び他地区公取協との連携

消費者庁及び各県景品表示法主管課と連携し、監視指導体制の充実を図り、違反広告の排除を促進する。

また、他地区公取協との連携を一層密にし、常に情報の交換を行い、定期的に関催される不動産公正取引協議会幹事会及び連合会総会において、共通問題について討議、検討を行い、規約の適正な運用を推進する。

## 6 その他

消費者からの相談、苦情等を受け付け、適正な対応並びに関係団体等を紹介する。

## 四国地区不動産公正取引協議会

先行き不透明な経済状況が続く中、平成22年度がスタートした。昨年度末に始まった住宅エコポイント制度や住宅取得資金に係る贈与税非課税枠の拡大等が不動産業界に対し好影響を与えることを期待するところである。

しかしながら、「長期優良住宅」「住宅エコポイント」等不動産広告に目新しいセールスポイントの文字が躍る中、その運用に関しては、より一層の適正化が望まれている。ここ数年の不動産市場低迷から業者間の競争は激化し、不動産広告も過剰な販売促進の影響を受け、適正な物件選択を阻害するような内容も見受けられるようになってきた。

当協議会においても、適正な不動産広告を遵守することで消費者に対しての信頼確保への取り組みが市場で評価され、不動産流通の活性化へと波及することを期待している。このため、消費者庁の指導の下、宅建業主管課並びに消費生活センター等とも連携をとり、自主ルールである表示規約・景品規約の厳正な運用を図りたいと考えている。

特に本年より(社)全日本不動産協会各県本部が復帰し、更に強固なネットワークが構築されることとなる。協議会加盟団体が連携協力し、業者会員、賛助会員への周知活動を活発的に実施したいと考えているので、より一層の協力を願う次第である。

以上を踏まえ、平成22年度の事業計画を下記のとおり策定した。

### 1 公正競争規約並びに関連法令に関する周知徹底と研修事業

- ① 各県支部を構成する会員に対して、不動産広告の適正な表示に努めてもらうよう研修会の実施を促すとともに公正競争規約の周知徹底を図る。
- ② 消費者保護を優先に、表示規約の理解を深めるため、連合会幹事会及び総会に出席し、円滑な運用を図る。

### 2 広告代理店等に対する賛助会員加入の促進と諸規約の周知

- ① 広告代理店等に対し協議会への入会を促し、適正な不動産広告の表示を行うための情報提供が行える体制の確立を図る。

### 3 関係官庁並びに関係諸団体との連携

- ① 不動産広告の適正化、取引における公正化を図るため、消費者庁・各県担当課と緊密な連携を図り、円滑な業務を遂行する。

### 4 その他

- ① 消費者からの相談、苦情等を受け付け、適切な対応並びに関係団体等を紹介する。



## 一般社団法人九州不動産公正取引協議会

消費者は企業の法令遵守に関心が高まっている。当協議会にも消費者・同業者から不動産広告に関する申告、通報が増加傾向になってきており、こうした状況の中、昨年度と同様に規約違反行為の未然防止の為、研修・指導・相談業務に力点を置いた活動を実施する。

特に規約の周知を図るための研修、適正な広告作成づくりの為に会員はもとより広告代理店・印刷会社等の事前相談業務を積極的に行っていく。また、違反広告に対する調査・措置活動については、当然にすべての広告媒体を対象に実施するが、特にインターネット広告に関して重点的に行う。

また、賛助会員を増員することを目的に来年度までの時限措置であるが、福岡県以外の賛助会員の会費を3万円（福岡県内の賛助会員の会費5万円）とし、引き続き賛助会員の入会促進を図る。

次に指導者の更なるレベルアップを図るため各地区で活動される指導者・事務局等を対象とした「指導者研修会」を本部において実施し、指導者間の地区格差の解消、措置基準の統一、指導者の更なるレベルアップを図る。

本会の使命である事業者間における公正競争の確保及び消費者保護をより一層図り、不動産業界の社会的地位の向上を目指していく。このためにも当協議会は「公益社団法人」化を目指すため更なる研究を進めていく。

以下、公正競争規約に違反する行為の未然防止業務を基本としながら、公正競争規約の普及啓発、周知、相談等の諸事業を、以下のとおり実施していく。

### 1 研修計画

#### (1) 所属会員対象の公正競争規約普及研修会

会員に対する表示規約、景品規約の周知活動が最重要課題であるから、各地区又は各所属団体が主催する研修会において普及を図る。本部としても講師の派遣、資料の提供など不動産の公正競争規約を普及させるために積極的に協力する。

また、研修会の費用面での補助として、構成団体が研修会を1回実施する毎に5万円補助金を支払う。但し年間2回までを上限とする。

#### (2) 賛助会員研修会

広告代理店など賛助会員を対象にした研修会は、各地区調査指導委員会主催にて、適宜、違反広告事例や相談事例、運用基準の内容などを含め、不動産の公正競争規約普及の研修会を開催する。

また、昨年と同様に福岡地区以外の賛助会員についても福岡で実施する賛助会員研修会に参加できるものとする。

(3) 違反事業者に対する義務研修会

平成21年度中に口頭警告以上の措置を受けた事業者及び平成20年度に義務研修を終えていない受講義務のある事業者を対象にした研修会は、各地区調査指導委員会において、適宜、規約普及の研修会を開催する。

なお、例年どおり対象者が少ないなど研修会を開催しない場合は、福岡地区主催研修会が対象者を受け入れることができることとする。受講者から徴収した受講料は各地区へ還元する。

(4) 消費者向けセミナー

消費者庁より委任を受けた各県景品表示法担当課などが主催する消費者を対象とするセミナーに、適宜、本部から講師を派遣するなど、一般消費者に対して不動産広告の読み方、見方について普及させるために積極的に協力する。

(5) 新規入会事業者に対する規約普及研修会

各地区調査指導委員会および所属構成団体で、新規事業者や従業員を対象にした研修会を、適宜開催する（前記の補助金対象の研修会は既存会員を対象とする研修会のみとし、新規入会者のみを対象とする研修会は含めない）。

(6) 指導者研修会の実施

各地区で実際に適正広告の作成に尽力されている調査指導委員長他、委員、事務局等を対象に研修会を実施する。

(7) その他会員等主催による研修会への講師の派遣

## 2 調査・指導計画

(1) 公正競争規約違反被疑事案の官民合同の現地実態調査

本年度は、官民合同の現地実態調査を、次の県で実施する。なお、実態調査費用は、本部にて手当を行う。

開催時期／ 8月から翌年3月中旬頃

開催県／ 熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(2) 消費者モニター制度の充実

売買広告はもちろんのこと、賃貸広告に関しても指導強化に取り組んでいくため、各地区調査指導委員会は、定例会議及び特定のテーマによる勉強会の開催、不動産広告の収集等を中心に推進し、消費者ニーズの動向、業界に対する意見・要望を聴く。消費者モニター制度を活用し、当協議会の諸事業に反映させる。

(3) 事前相談業務の拡充

各地区調査指導委員会は、所属の会員事業者、賛助会員等から不動産広告につ

いての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じることとし、公正競争規約違反の未然防止に努める。

### 3 広報計画

当協議会のホームページで会員事業者、賛助会員、一般消費者等に対して協議会の相談違反事例、指導指針、最新情報、刊行物のご案内等をリアルタイムで発信していく。また、「eメール」による会員限定情報等の発信を今後も随時実施する。

また、公正競争規約などの運用状況など、本部で入手できる情報は、随時、各地区調査指導委員会や構成団体に提供する。各地区調査指導委員会及び各構成団体は、各自の広報紙掲載など、広報活動を展開する。

次に、本部及び各地区調査指導委員会は、公正競争規約及び業界の自主規制活動状況について、一般消費者への周知、普及を図るため、適宜、各媒体に報道方を働きかけるほか、編集記事等の制作に協力し、タイアップ広告、パブリシティ広告の活用を図る。

さらに、本部及び構成団体においては、新規会員事業者及び既存会員事業者に対して「公正競争規約加盟事業者」である旨の公正表示ステッカーの店頭表示の促進に努める。

### 4 その他

- (1) 表示規約、景品規約を熟知し、会員が不動産広告を企画、作成する際の良きパートナー、アドバイザーとなる賛助会員（新聞社、広告代理店、印刷会社等）の増員を今年度も図る。
- (2) 引き続き本部が実施する会議、研修会開催時における旅費等の一部補助等を実施するため、1団体毎に一律10万円補助する。  
これによりこれまで福岡中心で行ってきた会議、研修会も一部九州各県の持ち回りとし、遠隔地の出席者の負担の軽減を図る。
- (3) 各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題について相互に協力し、各地区間で会員事業者に不公平な取り扱いが生じないように、体制の整備、強化を図る。また、本部調査指導委員会を開催し、各調査指導委員会での運用など意見交換を行う。
- (4) 関係官庁・関係団体等との連携強化を図り、不動産広告の適正化及び不動産業における取引の公正を確保していく。
- (5) 一般消費者からの不動産広告についての相談等に積極的に応じる。
- (6) 当協議会の公益社団法人化について今年度も検討する。